

第26回川西町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 平成31年3月28日(木)午後2時30分から午後5時00分

2. 開催場所 川西町中央公民館 403号室

3. 出席委員(8名)

会長 10番 大沼 藤一

会長職務代理者 9番 黒澤 一利

委員 3番 後藤 満良、4番 新野 勝廣、5番 佐々木 一宏、

6番 新野 庄右エ門、7番 船山 マサエ、8番 高橋 孝博

(欠席委員 1番 高橋 睦子、2番 鈴木 秀男)

4. 議事日程

第 1 議事録署名委員の指名

第 2 会議書記の指名

第 3 会期の決定

第 4 報告第41号 農用地利用権設定等調整会議及び農用地あっせん委員会審議結果報告について

第 5 議第142号 農地法第18条第6項の規定による通知について

第 6 議第143号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可決定について
(所有権の移転)

第 7 議第144号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可決定について
(賃貸借権の設定)

第 8 議第145号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可決定について
(使用貸借権の設定)

第 9 議第146号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について
(所有権の移転)

第10 議第147号 農用地利用集積に対する決定について

5. 農業委員会事務局職員

事務局長 阪野 正則、事務局長補佐 佐藤 紀子、主事 淀野 拓也、主事 玉田 絵里子

主事 原田 恭兵

6. 会議の概要

事務局長 阪野正則

みなさん、大変ご苦勞様でございます。会長からご挨拶をいただき、総会を進めていただきましたと思います。よろしくお願ひします。

会長 大沼藤一

総会につきましては、スムーズな議事進行にご協力いただくようお願い申し上げます、あいさついたします。

(会長大沼藤一は、川西町農業委員会会議規則第6条の規定により、議長となる。)

議長 大沼藤一

それでは、ただ今より第26回川西町農業委員会総会を開会いたします。

ただ今の出席委員数は、8名であります。欠席届のあった委員は、議席1番高橋睦子委員、番号2番鈴木秀男委員です。川西町農業委員会会議規則第8条の規定による定足数に達しております。

本日の総会に、農業委員会等に関する法律第29条並びに川西町農業委員会会議規則第17条の規定により、中郡地区の竹田総一農地利用最適化推進委員の出席を求めています。

本日の総会は、お手元に配布しております議事日程によって進めます。ただちに議事に入ります。

日程第1、議事録署名委員の指名であります。川西町農業委員会会議規則第10条の規定により本職から指名いたします。議席6番新野庄右エ門委員、議席7番舩山マサエ委員を指名いたします。

日程第2、会議書記の指名であります。書記については事務局職員より佐藤事務局長補佐並びに原田主事を指名します。

日程第3、会期の決定、これを議題といたします。お諮りいたします。会期を、本日1日限りとすることにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。会期は本日1日限りと決定します。

議長 大沼藤一

日程第4、報告第41号、農用地利用権設定等調整会議及び農用地あっせん委員会審議結果報告についてを上程いたします。

事務局の報告を求めます。

主事 原田恭兵

資料の1ページをご覧ください。報告第41号、農用地利用権設定等調整会議及び農用地あっせん委員会審議結果報告について川西町農地移動適正化あっせん基準に基づき審議された内容です。

所有権の移転。2月申し出件数4件、田15,682㎡。個人への調整決定件数3件田10,753㎡。保留1件田4,929㎡。所有権移転合計3件、田10,753㎡。利用権の設定。2月再設定件数13件、田91,627.14㎡。利用権設定合計13件、田91,627.14㎡。なお、詳細について

ては、後ほどの農用地利用集積計画に対する決定についての折に説明いたします。以上です。

議長 大沼藤一

本件は報告案件でありますので、次に進めます。

議長 大沼藤一

日程第5、議第142号、農地法第18条第6項の規定による通知についてを上程します。事務局の説明を求めます。

主事 玉田絵里子

11ページをご覧ください。議第142号、農地法第18条第6項の規定による通知について、下記の農地について、農地法施行規則第68条の規定により、賃貸借権を合意解約した旨の通知があったので受理、不受理を決定されたい。通知件数は9件です。

(議第142号番号1番から9番について朗読により説明)

議長 大沼藤一

ただいまの件について、質問があればお受けいたします。

(質問なし)

本件について、受理することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。よって、本件を受理することに決定いたします。

議長 大沼藤一

日程第6、議第143号、農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可決定について(所有権の移転)を上程いたします。

事務局の説明を求めます。

主事 玉田絵里子

14ページをご覧ください。議第143号、農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可決定について、下記の者から、農地法施行令第1条の規定により、農地の所有権の移転について許可申請があったので委員会の可否を求める。申請件数は5件です。

(議第143号1番から5番について説明)

なお、本件について、申請時において農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しないため、許可要件を満たしております。以上です。

議長 大沼藤一

次に、ただいまの説明に関連して、担当委員より現地調査等の結果について報告を求めます。始めに番号1番の件について、本職より報告いたします。

10番 大沼藤一委員

番号1番について、3月20日齊藤推進委員が現地を確認しました。今回の申請は離農、経営規模拡大です。譲受人は意欲的に農業経営をおこなっており、また、周辺の農地への影響はないと思われます。対価●●円は妥当と判断します。

議長 大沼藤一

次に番号2番の件について、議席9番黒澤一利委員より報告願います。

9番 黒澤一利委員

番号2番について、3月20日江袋推進委員が現地を確認しました。今回の申請は離農、経営規模拡大です。譲受人は意欲的に農業経営をおこなっており、また、周辺の農地への影響はないと思われます。対価●●円は妥当と判断します。

議長 大沼藤一

次に番号3番及び4番の件について、中郡地区竹田総一推進委員より報告願います。

中郡地区竹田総一推進委員

番号3番、4番について、3月17日私が現地を確認しました。今回の申請は、どちらも贈与、受贈です。どちらも譲受人は意欲的に農業経営をおこなっており、また、周辺の農地への影響はないと思われます。

議長 大沼藤一

次に番号5番の件について、議席4番新野勝廣委員より報告願います。

4番 新野勝廣委員

番号5番について、3月24日内山推進委員が現地を確認しました。今回の申請は経営規模拡大、経営規模縮小です。譲受人は意欲的に農業経営をおこなっており、また、周辺の農地への影響はないと思われます。対価●●円は妥当と判断します。

議長 大沼藤一

事務局の説明及び担当委員の報告が終わりました。次にご質問について求めます。
(質問なし)

それでは、本件について、許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。よって、本件を許可することに決定いたします。

議長 大沼藤一

日程第7、議第144号、農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可決定について(賃貸借権の設定)を上程いたします。

議長 大沼藤一

始めに議事の進め方についてお諮りいたします。本件の中で番号3及び4番は議席8番高橋孝博委員本人に関する案件であり、議事参与制限に該当いたします。

よって、本人に関する案件の審議中は室外に退席を求めることについてご異議ございませんか。

(異議なし)

それでは、議席8番高橋孝博委員については、本人に関する案件の審議中は室外に退席といたします。

議長 大沼藤一

始めに番号3番及び4番の件について審議を行うので、議席8番高橋孝博委員は室外に退席願います。

事務局の説明を求めます。

主事 玉田絵里子

16ページをご覧ください。議第144号、農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可決定について、下記の者から、農地法施行令第1条の規定により、農地の賃貸借権の設定について許可申請があったので委員会の可否を求める。申請件数は23件です。

(議第144号番号3番及び4番について説明)

なお、本件について、申請時において農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しないため、許可要件を満たしております。以上です。

議長 大沼藤一

次に、ただいまの説明に関連して、現地調査等の結果について議席9番黒澤一利委員より報告願います。

9番 黒澤一利委員

番号3番について、3月18日渡部進委員が現地を確認しました。今回の申請は耕作不便、経

営規模拡大です。賃借人は意欲的に農業経営をおこなっており、また、周辺の農地への影響はないと思われます。農地の状況から見て、10a 借賃●●円は妥当だと判断します。

番号4番についても、3月18日渡部進委員が現地を確認しました。今回の申請は経営縮小、経営規模拡大です。賃借人は意欲的に農業経営をおこなっており、また、周辺の農地への影響はないと思われます。農地の状況から見て、10a 借賃●●円は妥当だと判断します。

議長 大沼藤一

ただ今の件にご質問について求めます。

(質問なし)

それでは、本件について、許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。よって、本件を許可することに決定いたします。

高橋孝博委員の復席を求めます。

議長 大沼藤一

次に、決定いただきました番号3番及び4番除いた各案件について、事務局の説明を求めます。

主事 玉田絵里子

(議第144号番号3番及び4番を除いた番号1番から23番について説明)

なお、本件について、申請時において農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しないため、許可要件を満たしております。以上です。

議長 大沼藤一

次に、ただいまの説明に関連して、担当委員より現地調査等の結果について報告を求めます。始めに番号1番及び2番の件について、議席8番高橋孝博委員より報告願います。

8番 高橋孝博委員

番号1番について、3月18日竹田推進委員と私が現地を確認しました。今回の申請は経営縮小、規模拡大です。賃借人は意欲的に農業経営に取り組んでおり、周辺の農地への影響はないと思われます。農地の状況から見て、10a 借賃●●円は妥当だと判断します。

番号2番についても3月18日渡部推進委員と私が現地を確認しました。今回の申請は離農、経営規模拡大です。賃借人は意欲的に農業経営をおこなっており、また、周辺の農地への影響はないと思われます。農地の状況から見て、10a 借賃●●円は妥当だと判断します。

議長 大沼藤一

次に番号5番から8番の件について、本職より報告いたします。

10番 大沼藤一委員

番号5番及び6番について、3月18日牛谷推進委員が現地を確認しました。今回の申請は5番が経営縮小、規模拡大、6番が貸し直し、経営規模拡大です。賃借人同一人で意欲的に農業経営をおこなっており、また、周辺の農地への影響はないと思われます。農地の状況から見て、10a 借賃●●円は妥当だと判断します。

番号7番について、3月18日牛谷推進委員が現地を確認しました。今回の申請は経営規模縮小、経営規模拡大です。賃借人は意欲的に農業経営をおこなっており、また、周辺の農地への影響はないと思われます。農地の状況から見て、10a 借賃●●円は妥当だと判断します。

番号8番について、3月21日牛谷推進委員が現地を確認しました。今回の申請は貸し直し、借り直しです。賃借人は意欲的に農業経営をおこなっており、また、周辺の農地への影響はないと思われます。農地の状況から見て、10a 借賃●●円は妥当だと判断します。

議長 大沼藤一

次に番号9番から11番の件について、議席9番黒澤一利委員より報告願います。

9番 黒澤一利委員

番号9番について、3月20日荒井推進委員が現地を確認しました。今回の申請は貸し直し、経営規模拡大です。賃借人は意欲的に農業経営に取り組んでおり、周辺の農地への影響はないと思われます。農地の状況から見て、10a 借賃●●円は妥当だと判断します。

番号10番についても、3月20日荒井推進委員が現地を確認しました。今回の申請は貸し直し、経営規模拡大です。賃借人は意欲的に農業経営に取り組んでおり、周辺の農地への影響はないと思われます。農地の状況から見て、10a 借賃●●円は妥当だと判断します。

番号11番についても、3月20日荒井推進委員が現地を確認しました。今回の申請は経営規模縮小、経営規模拡大です。賃借人は意欲的に農業経営に取り組んでおり、周辺の農地への影響はないと思われます。農地の状況から見て、10a 借賃●●円は妥当だと判断します。

議長 大沼藤一

次に番号12番及び13番の件について、中郡地区竹田総一推進委員より報告願います。

中郡地区 竹田総一推進委員

番号12番について、3月20日山田推進委員が現地を確認しました。今回の申請は経営規

模縮小、規模拡大です。賃借人は意欲的に農業経営をおこなっており、また、周辺の農地への影響はないと思われます。農地の状況から見て、10a 借賃●●円は妥当だと判断します。

番号13番について、3月17日私が現地を確認しました。今回の申請は経営縮小、規模拡大です。賃借人は意欲的に農業経営をおこなっており、また、周辺の農地への影響はないと思われます。農地の状況から見て、10a 借賃●●円は妥当だと判断します。

議長 大沼藤一

次に番号14番から19番の件について、議席6番新野庄右エ門委員より報告願います。

6番 新野庄右エ門委員

番号14番について、3月24日須貝推進委員が現地を確認しました。今回の申請は経営縮小、規模拡大です。賃借人は意欲的に農業経営をおこなっており、また、周辺の農地への影響はないと思われます。農地の状況から見て、10a 借賃●●円は妥当だと判断します。

番号15番についても、3月24日須貝推進委員が現地を確認しました。今回の申請は規模縮小、規模拡大です。賃借人は意欲的に農業経営をおこなっており、また、周辺の農地への影響はないと思われます。農地の状況から見て、10a 借賃●●円は妥当だと判断します。

番号16番についても、3月24日須貝推進委員が現地を確認しました。今回の申請は規模縮小、規模拡大です。賃借人は意欲的に農業経営をおこなっており、また、周辺の農地への影響はないと思われます。農地の状況から見て、10a 借賃●●円は妥当だと判断します。

番号17番について、3月18日市川推進委員が現地を確認しました。今回の申請は規模縮小、規模拡大です。賃借人は意欲的に農業経営をおこなっており、また、周辺の農地への影響はないと思われます。農地の状況から見て、10a 借賃●●円は妥当だと判断します。

番号18番についても、3月18日市川推進委員が現地を確認しました。今回の申請は貸し直し、規模拡大です。賃借人は意欲的に農業経営をおこなっており、また、周辺の農地への影響はないと思われます。農地の状況から見て、10a 借賃●●円は妥当だと判断します。

番号19番についても、3月18日市川推進委員が現地を確認しました。今回の申請は規模縮小、規模拡大です。賃借人は意欲的に農業経営をおこなっており、また、周辺の農地への影響はないと思われます。農地の状況から見て、10a 借賃●●円は妥当だと判断します。

議長 大沼藤一

次に番号20番の件について、議席5番佐々木一宏委員より報告願います。

5番 佐々木一宏委員

番号20番について、3月16日後藤推進委員が現地を確認しました。今回の申請は規模縮小、規模拡大です。賃借人は意欲的に農業経営をおこなっており、また、周辺の農地への影響

はないと思われます。農地の状況から見て、10a 借賃●●円は妥当だと判断します。

議長 大沼藤一

次に番号21番から23番までの件について、議席4番新野勝廣委員より報告願います。

4番 新野勝廣委員

番号21番について、3月20日高梨推進委員が現地を確認しました。今回の申請は規模縮小、規模拡大です。賃借人は意欲的に農業経営をおこなっており、また、周辺の農地への影響はないと思われます。農地の状況から見て、10a 借賃●●円は妥当だと判断します。

番号22番について、3月17日小形推進委員が現地を確認しました。今回の申請は貸し直し、規模拡大です。賃借人は意欲的に農業経営をおこなっており、また、周辺の農地への影響はないと思われます。農地の状況から見て、10a 借賃●●円は妥当だと判断します。

番号23番について、3月24日内山推進委員が現地を確認しました。今回の申請は貸し直し、規模拡大です。賃借人は新規就農で意欲的に農業経営を行うとのことであり、また、周辺の農地への影響はないと思われます。農地の状況から見て、10a 借賃●●円は妥当だと判断します。

議長 大沼藤一

事務局の説明及び担当委員の報告が終わりました。次にご質問について求めます。

(質問なし)

それでは、本件について、許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。よって、本件を許可することに決定いたします。

議長 大沼藤一

竹田総一推進委員については、ここで退席いただきます。大変ご苦労さまでした。

(竹田推進委員 退席)

議長 大沼藤一

日程第8、議第145号、農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可決定について(使用貸借権の設定)を上程いたします。

事務局の説明を求めます。

主事 玉田絵里子

22ページをご覧ください。議第145号、農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可決定について、下記の者から、農地法施行令第1条の規定により、農地の使用貸借権の

設定について許可申請があったので委員会の可否を求める。申請件数は3件です。

(議第145号番号1番から3番について説明)

なお、本件について、申請時において農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しないため、許可要件を満たしております。以上です。

議長 大沼藤一

次に、ただいまの説明に関連して、担当委員より現地調査等の結果について報告を求めます。番号1番の件について、議席8番高橋孝博委員より報告願います。

番号8番 高橋孝博委員

番号1番について、3月18日渡部推進委員が現地を確認しました。今回の申請は経営移譲年金受給継続・譲受です。借人は意欲的に農業経営をおこなっており、また、周辺の農地への影響はないと思われま

議長 大沼藤一

次に番号2番の件について、議席5番佐々木一宏委員より報告願います。

5番 佐々木一宏委員

番号2番について、3月17日後藤推進委員が現地を確認しました。今回の申請は経営移譲年金受給継続・譲受です。借人は意欲的に農業経営をおこなっており、また、周辺の農地への影響はないと思われま

議長 大沼藤一

次に番号3番の件について、議席9番黒澤一利委員より報告願います。

9番 黒澤 一利委員

番号3番について、3月20日江袋推進委員が現地を確認しました。今回の申請は経営移譲年金受給継続・譲受です。借人は意欲的に農業経営をおこなっており、また、周辺の農地への影響はないと思われま

議長 大沼藤一

事務局の説明及び担当委員の報告が終わりました。次にご質問について求めます。

(質問なし)

それでは、本件について、許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。よって、本件を許可することに決定いたします。

議長 大沼藤一

日程第9、議第146号、農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について(所有権の移転)を上程いたします。

事務局の説明を求めます。

事務局長補佐 佐藤紀子

25ページをご覧ください。議第146号、農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について、下記の者から、農地の転用に伴う所有権の移転について許可申請があったので知事に送付の意見を付せられたい。申請件数は2件です。

(議第146号1番及び2番について朗読により説明)

番号1番について説明します。工事計画は、5月1日に着工する予定です。農地区分は第1種農地と判断されます。内容は一般住宅の接続する雪捨て場及び家庭菜園です。

所在は、川西町大字高山地内です。資料3ページをご覧ください。4ページは土地利用計画図になります。事業費は、●●万円です。資金計画につきましては、通帳の写しで確認しています。雨水については地下浸透です。

以上今回の申請は許可基準に沿った申請内容です。

番号2番について説明します。工事計画は、平成31年5月1日着工し、2019年9月30日で完了する計画です。農地区分は第1種農地と判断されます。内容は住宅建設及び農機具置き場です。住宅接続と判断されます。所在は、川西町大字洲島地内です。資料7ページをご覧ください。8ページは土地利用計画図、9・10ページは建物平面図になります。事業費は、●●万円です。資金計画につきましては、住宅ローン審査結果証明で確認しています。雨水については地下浸透です。

以上今回の申請は許可基準に沿った申請内容です。

議長 大沼藤一

次に、担当委員より現地調査等の結果について報告を求めます。議席6番新野庄右工門委員より報告願います。

6番 新野庄右工門委員

番号1番について、平成31年3月14日 佐々木一宏委員、私と事務局で現地調査をしてきました。宅地が狭いため雪捨て場と家庭菜園として転用設する申請です。

申請地は米沢平野土地改良区のエリアでありますが、農振白地であり、土地改良区からの意見書も出されております。申請の土地は、道路に面しており、隣接する農地とは水路で分断されており、上周辺は住宅地であることから、問題はないと判断します。

番号2番についても、平成31年3月14日 佐々木一宏委員、私と事務局で現地調査

をしてきました。

一般住宅の建設です。譲受人は農業経営を行うことにしており、農機具を置く場所も確保するための転用です。申請の土地は、親世帯の家と隣接している畑であり、周辺の農地への影響はないと判断します。

議長 大沼藤一

事務局の説明及び担当委員の報告が終わりました。次にご質問等について求めます。

(質問なし)

議長 大沼藤一

本件について、許可相当とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。よって、本件については許可相当の意見を付して県知事に送付することに決定いたします。

議長 大沼藤一

日程第10、議第147号、農用地利用集積計画に対する決定についてを上程いたします。始めに議事の進め方についてお諮りいたします。本件の中で整理番号7912番は議席5番佐々木一宏委員が理事となっている農地所有適格法人に関する案件であり、議事参与制限に該当いたします。

よって、本人に関する案件の審議中は室外に退席を求めることについてご異議ございませんか。

(異議なし)

それでは、議席5番佐々木一宏委員については、当該法人に関する案件の審議中は室外に退席といたします。

議長 大沼藤一

始めに整理番号7912番の件について審議を行うので、議席5番佐々木一宏委員は室外に退席願います。

事務局の説明を求めます。

主事 原田恭兵

議第147号、農用地利用集積計画に対する決定について。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、川西町長から審議依頼があったので農業委員会の決定を求める。

26ページです。(議第147号本文及び整理番号7912番を朗読により説明)

本計画内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。以上

です。

議長 大沼藤一

ただいまの件についてご質問等を求めます。

(質問なし)

お諮りいたします。整理番号7912番について計画内容で決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。佐々木一宏委員の復席を求めます。

議長 大沼藤一

次に決定いただきました整理番号7912番を除いた各案件について、事務局の説明を求めます。

主事 原田恭兵

27ページです。(議第147号整理番号7912番を除く整理番号7896番から7911番について朗読により説明)

本計画内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。以上です。

議長 大沼藤一

ただいまの件についてご質問等を求めます。

(質問なし)

お諮りいたします。整理番号7912番を除く整理番号7896番から7911番について計画内容で決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)全員賛成と認めます。

よって、本案件全件について、計画の内容のとおり決定し、川西町長に報告することといたします。

議長 大沼藤一

これをもって、第26回川西町農業委員会総会を閉会いたします。